

有料職業紹介契約書

(以下「甲」という)と LITA WORKS 株式会社 (以下「乙」という)は、乙の甲に対する人材コンサルティングに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 (職業紹介)

乙は、甲が乙に提示した求人条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介するものとする。

第2条 (採用選考)

甲は、乙が前条により紹介した求職者 (以下「応募者」という) を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、当該応募者を採用する。この際、乙は甲に採用選考についてのアドバイス及びその他の支援を行うものとする。

第3条 (対価)

1. 甲は、応募者の採用を決定し、応募者が甲に入社した場合は、乙が行った業務の対価として、甲が採用決定した応募者 (以下「採用決定者」という) と合意した理論年収の 30% に相当する額 (税別) を乙に支払う。

※理論年収とは、「月額固定給×12 ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」とする。

月額固定給は「基本給+家族手当+役職手当+その他諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当は含まれないものとする。ただし、割増賃金を一律に支給する金額は月額固定給に含むものとする。

2. 乙は、前項に基づき算定された対価を甲に請求し、甲は、採用決定者が入社した月の翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第4条 (対価の返還)

1. 乙は、採用決定者が本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、以下の条件に基づき、受領した対価から次に定める金額を甲に返還する。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

2. 乙は、前項の返還金を甲から雇用契約が終了した旨の通知を受けた月の翌月末日迄に、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

第5条 (個人情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示・提供等してはならない。

2. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第6条（守秘義務）

1. 甲及び乙は本契約に関し、本契約有効期間中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報（以下「機密情報」という）の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。但し、管轄官公庁又は法令に基づき開示が要請された場合はこの限りではない。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報は機密情報の範囲外とする。但し、個人情報に関してはこの限りではない。
 - (1) 受領時に既に公知であった情報、または受領者の責によらず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける以前に受領者が既に保有していた情報
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく受領した情報

第7条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役職員が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体、その他の反社会的団体または勢力）ではないこと、及び反社会的勢力と関わりを持たないことを表明し、保証する。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第9条（協議事項）

本契約に定めない事項に関しては、甲乙誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関連して生ずる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021 年 ____ 月 ____ 日

(甲)

(乙) 東京都中央区銀座八丁目 17 番 5 号
LITA WORKS 株式会社
代表取締役社長 加茂 敬一